新生しばた行財政改革大綱

平成18年3月宮城県柴田町

目 次

1	•	は	じめ	うに		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2		行	財政	好	革(カ	基2	白	匀	な	考	え	方		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1) 行	財	政	攻	草(D基	ţ	本.	方記	計		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
			健全	な	財i	攺	基盘	요(D i	確.	Ϋ́																							
			住目	そが	主	没。	とな	ì	3 }	新	た	な	自	治	绀	Ŧz	-	≓J	レ	Di	創	造	į											
			事業	≰執	行	型 [官厅	宁 <i>t</i> .)\	5 i	政	策	立	案	型	眉	F	7	\(カ	脱	皮	7											
			住臣	と	のt	劦	動は		t ·	る	ŧ.	5	づ	<	زا)																		
	(2) 行	財	政i	攻	草(りす	€ <i>j</i>	施	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(3) 行	財	政i	攻	軍(D拊	Ìì	進化	体	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
			新生	ΞU	ば	<u>た</u> 1	·丁貝	扯	久i	攻.	革	推	進	本	部	3																		
			新生	ΞU	ば	<u>た</u> 1	一 貝	扯	久i	攻:	革	Г	ĦŢ	Ħ	謎	憝	ξź	<u>-</u>	I															
			広輔	귳、	ホ·	– ,	۵/	९ -	- :	ジ	に。	ょ	る	情	幸	₹σ.	拼	記	Ħ,															
3		具	体的	りな	取) ;	组∂	ነ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(1) 事	務	事	業(ひり	킽	Ī	し		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
			事務	多事	業(Dį	再植	萬多	紅																									
			補助	力金	• 1	負	坦玄	ÈO	D;	適.	正	化																						
			民間]委	託	等(のł	隹近	İ																									
			指定	E管	理	者	制度	夏の	D	舌	用																							
			行政	女評	価:	シ	スラ	F /) د	か ⁷	構	築																						
	(2) 組	1織	• 🕇	幾村	冓⊄) 見	₹j	直	し		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
			組織	哉•	機	構	攻き	Ē																										
	(3	式 ([員	管Ŧ	里	· 糸	슴느	<u></u>	かi	商	E	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
			定員	管	理(かi	ΒĪ	Εſ	Ł																									
			給与	等	の!	見	直し	J																										
	(4) 則	披	運	営	のほ	建全	È1	化		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
			財政	奴健	全位	化	のか	- &	50	の i	計i	画	策	定	:																			
			財政	タシ	ス	テ.	40	り槓	黄	築																								
			町科	等	のl	又	納2	区(וכ	句.	L																							
			受益	誻	負	担(カ۶	킽直	Ī	し																								
			公律	ョ地	等(か ⁷	有效	力清	刮	用																								

(5)職員の意識改革と人材育成 ・・・・・・・・・ 5
		職員研修の充実と能力開発
		人事評価制度の導入
(6) 行政の情報化と住民サービスの向上 ・・・・・・・ 5
		電子自治体の推進
		窓口サービスの向上
(7)協働のまちづくりの推進 ・・・・・・・・・・・ 6
		協働のまちづくりのシステムづくり
		町民参画の推進

1.はじめに

柴田町においては、平成9年2月に「行財政改革大綱」を策定し、これに基づく5年間の実施計画の下で行財政改革に取り組んできたところですが、平成13年度末に期間満了を迎え、新たな大綱の策定が求められていました。

しかしながら、3町合併の動きがあったことから、新たな大綱の策定に代えて、平成15年度に翌16年度末までに取り組む改革項目を明らかにした「行財政改革宣言」を取りまとめ、柴田町の行財政改革を推進してきたところです。

平成17年3月に、3町合併が白紙とされたことにより、柴田町は合併戦略から自立戦略に切替え、当面、単独で自治体経営を行っていくこととなりました。今後ますます厳しくなる財政状況の中、一層強力に行財政改革に取り組んでいくことが必要であり、この機に新たな行財政改革大綱の策定に取り組むこととしました。

地方分権の進展や国による三位一体の改革により、自治体を取り巻く環境は大きく変化し、特に財政運営の面においては極めて厳しい状況下にあります。 柴田町においても今後5年間で40億円を超える財源不足が見込まれており、 財政再建は喫緊の最重要課題となっています。他方、住民ニーズの多様化、高 度化等に伴い、行政サービスも質的転換を求められていますが、今後は従来型 の国県の支援策を受けることは困難な状況であり、地域課題を解決するには限 りある行政資源(人・物・金・情報)を有効に活用し、これまでの方法論や経 験にとらわれず、自立した新しい自治体のあり方を模索していかなければなり ません。

このような認識に立ち、財政の健全化に主眼を置きつつも、財政再建に向けた財政構造の転換と役場の体質改善を図る中で、同時に住民参画や住民協働のまちづくりの新しいシステムを構築していく観点で「新生しばた行財政改革大綱」を策定します。

なお、国においても平成17年度を起点とする向こう5年間の行財政改革の 具体的な取組みを明示した「集中改革プラン」の策定・公表を全自治体に求め ていることから、今回の新たな大綱は当該プランの指針と位置づけ、大綱に基 づく実施計画と連動して当該プランも併せて策定することとします。

2. 行財政改革の基本的な考え方

(1)行財政改革の基本方針

健全な財政基盤の確立

長引く景気低迷の下、町税収入の減少や三位一体の改革などによる影響により、極めて厳しい財政状況となっています。一方、少子高齢化への対応や

安全・安心のまちづくり施策など、行政需要の増加は避けられない状況にあります。

このため、新たな施策を含めた行政課題に的確に対応するため、財政の健全化に向けた取り組みを積極的に進め、町政を支える財政基盤を確立します。

住民が主役となる新たな自治体モデルの創造

政策の企画立案、意思決定のプロセスに住民の積極的な参加を求め、新たな政策の導入やサービスの取捨選択を住民自らが主体的に決定していくシステムを構築することにより、地方分権時代にふさわしい新たな自治体モデルを創造します。

事業執行型官庁から政策立案型官庁への脱皮

役場のあり方を、これまでの定められた基準や手続きに基づいて画一的に 事務を執行するという「事業執行型官庁」から、地域の課題をくみ取り、政 策を企画立案し、実行するという「政策立案型官庁」へ変え、真に求められ ている行政サービスを提供できる、町民のための役場にしていきます。

住民との協働によるまちづくり

行政だけで公共サービスを幅広く提供することにはもはや限界がきており、 行政と住民やNPOとが協働し、協力して住民サービスを提供する、住民と の協働によるまちづくりを推進します。

(2)行財政改革の実施期間

行財政改革の実施期間は、平成17年度から平成22年度までの6年間とします。

(3)行財政改革の推進体制

新生しばた行財政改革推進本部

行財政改革の推進に際しては、全庁的に職員総参加で進めるため、平成17年4月18日に町長を本部長として、庁内に設置した「新生しばた行財政改革推進本部」で進行管理を行っていきます。また、本部の下に、庁内横断的なメンバー編成によるテーマ別のワーキンググループを設置し、具体的な調査検討を行います。

新生しばた行財政改革「町民懇談会」

町民の代表者等で組織する「町民懇談会」を設置し、広く町民の意見を聴き、これを反映しながら行財政改革の推進を図ります。

広報、ホームページによる情報の提供

行財政改革の取り組み状況については、定期的に町広報紙、ホームページなどを通じて広く町民に公表していきます。

3. 具体的な取り組み

(1)事務事業の見直し

新たな時代の変化に伴い、多様化・高度化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平確保、行政効率等の観点に立って、事務事業の全般にわたって徹底した見直しを行います。

事務事業の再構築

厳しい財政状況のもと、新たな行政需要に迅速かつ的確に対応するため、費用対効果の観点から、事業の存廃を含めた見直しを聖域なく行い、類似事業は統合を図るなど必要な事務事業の再構築を図ります。

補助金・負担金の適正化

補助金・負担金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、行政 と民間との役割分担、費用対効果などの観点から適正化を図ります。

また、新規の補助金をはじめ、終期を定めるサンセット方式を採用します。

民間委託等の推進

行政と民間の役割分担を改めて見直すとともに、「民間にできることは民間へ」という考えのもと、事務事業の実施方法については、アウトソーシング(外部発注)などによる民間活力の積極的な活用を推進します。

指定管理者制度の活用

利用者へのサービス向上と効率的な管理運営が期待される公の施設は、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、公共的団体にとどまらず、民間団体・民間事業者についても視野に入れた指定管理者による管理運営を推進します。

行政評価システムの構築

町民の視点に立った効果・成果重視型の行政運営を図り、町民への説明責任を果たすため、新たに事務事業の有効性を評価していくための行政評価システムの導入に取り組みます。

(2)組織・機構の見直し

効率的で効果的な行政運営を図るため、住民に分かりやすい、簡素で合理 的な組織体制を目指し、スクラップ・アンド・ビルドを原則に、常に組織・ 機構の見直しを行い、弾力的・横断的に業務が遂行できるよう努めます。

組織・機構改革

新たな行政課題や多様化する住民のニーズに的確に対応するため、組織のスリム化に留意して常に見直しを行い、時代に即応した簡素で柔軟かつ合理的な組織体制の構築を図ります。

(3)定員管理・給与の適正化

住民ニーズの多様化・高度化など、増加する行政需要に対して弾力的かつ 効率的に対応していくため、事務事業の見直しを行い、合理的な組織再編、 民間委託、指定管理者制度の導入等を推進し、適正な定員管理に努めます。

また、給与についても人事院勧告等を踏まえ、適正な給与制度の運用に努めます。

定員管理の適正化

事務事業を効果的・効率的に遂行するため、定員管理についての現状分析 と将来にわたる行政需要の動向等を勘案しつつ、目指すべき職員数やそれを 実現するための具体的な方策を盛り込んだ「定員適正化計画」を策定し、定 員管理の適正化に努めます。

給与等の見直し

給与については職務能率の向上を図るため、従来の年功序列型の給与体系を 見直し、能力や勤務実績をより重視した給与体系になるよう検討します。

また、時間外勤務の縮減に努め、各種手当ての見直しを図ります。

(4)財政運営の健全化

財政運営の健全化にあたっては、財政運営の現状を正確に分析検討するとともに、将来の財政需要等の的確な把握に努め、計画的な財政構造の改善を図る必要があります。

そのため、町税、使用料及び手数料、財産収入等の自主財源の確保により 一層努力するとともに、住民ニーズに的確に対応した効率的・効果的な予算 編成を行い、健全な財政運営の確保に努めます。

財政健全化のための計画策定

財政状況や構造的課題を分析したうえで、事務事業の見直しを行い、歳出 全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画 を策定し、財政構造の改善を積極的に進めます。

財政システムの構築

厳しい財政環境にあっても、新しい行政需要に応え、適切な町民サービスを 提供することが求められています。限られた財源をより有効に活用するため、 予算要求から予算編成までの過程における事業選択の手法や事業別予算等に ついて検討し、簡素で機能的な財政システムの構築を図ります。

町税等の収納率の向上

町税等の未収金については、負担の公平の原則から、納付意欲の向上や納めやすい環境づくりなど、収納率向上のための対策を積極的に取り組みます。

受益者負担の見直し

使用料・手数料については、受益と負担の均衡、近隣市町との比較等を勘案 し、適正化に努めます。

公有地等の有効活用

土地の取得後、経済状況の変化等により、活用が図られていない町有地や利用率の低い施設については、自主財源の確保や管理経費の節減を図るため、積極的な活用に努めます。

(5)職員の意識改革と人材育成

多様な行政需要に即応した政策形成能力や社会情勢に対応できる創造的能力を有する意欲ある人材を育成するため、明確な研修目標の下、効果的な各種研修や能力開発のための積極的な支援施策の推進とあわせ、新たな人事評価制度の導入を行います。

職員研修の充実と能力開発

新たな時代に対応した人材の確保が必要であり、自主研修・職場研修・派遣研修を柱とした職員研修体制の構築に努めるとともに、職員の意識改革と能力の向上を目的とした職員研修の充実に努めます。

人事評価制度の導入

複雑・多様化する行政需要に対し、自発的・意欲的に対応する人材を育成するため、職員の能力や職務の実績などを公平かつ公正に評価する新たな人事評価制度の本格的な導入に努めます。

(6)行政の情報化と住民サービスの向上

行政の情報化は、場所や時間を超えて、情報の共有による行政サービスを 提供できるところに特徴があります。このような特徴を認識しつつ、最新の 情報通信技術を積極的に取り入れ、計画的に行政情報化を推進するとともに、 町民との接点である窓口業務等における住民サービスの向上に努めます。

電子自治体の推進

町民の生活にもITが深く浸透してきた情勢の中、町民が役場の開庁時間や物理的な場所に制約されない「いつでも、どこでも役場を利用できる」住民サービスの実現を早急に図る必要があります。特に、総合行政ネットワークの活用や電子申請の取り組みを図ります。

また、情報化の推進に際しては、個人情報を保護するためのセキュリティと セキュリティポリシーを再整備します。

窓口サービスの向上

町民の立場に立った親切な対応に徹するとともに、手続きの簡素化・迅速 化に努め、窓口の一本化、いわゆるワンストップサービスの導入を検討し、 住民の利便性の向上を図ります。

(7)協働のまちづくりの推進

これまでの行政運営においては、町民参画の機会が十分とは言えず、行政 主導になりがちでしたが、地方分権が進む中において地域福祉やまちづくり などを推進するには町民と行政とのパートナーシップが必要となります。

そこで新しい公共的な課題に対処していくためにも、町民、各種団体、事業者など地域を構成する様々な主体と協力・連携し、それぞれの特性に応じた役割を担い、共通の目的を達成するために力を合わせるまちづくり、「協働のまちづくり」を推進します。

協働のまちづくりのシステムづくり

地域を構成する町民、各種団体、事業者などと行政が、相互の役割と責任を 認識して連携を図り、それぞれが持つ特性を効果的に活用できるシステムの構築、体制の整備を進めます。

町民参画の推進

協働のまちづくりの実現には、町民の理解と協力が必要であり、町民と行政とが意見を交える機会を定期的に設け、互いに持っている情報を共有し、日ごろから行政と町民が連携を密にし、行政運営に町民が参画できる環境の整備に努めます。